



発行 新潟県

第71号

令和5年9月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 992 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (地域農政推進課)
- 993 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (地域農政推進課)
- 994 土地改良区役員の就任届 (農地計画課)

公 告

- 一般競争入札の実施 (ICT推進課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (地域医療政策課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見 (地域産業振興課)
- 大規模小売店舗の変更 (地域産業振興課)

病院局公告

- 一般競争入札の公告 (病院局経営企画課)
- 一般競争入札の公告 (病院局経営企画課)

監査委員公表

- 監査結果報告公表 (監査委員事務局)

雑 報

- 公立大学法人新潟県立看護大学の令和4年度財務諸表 (大学・私学振興課)

告 示

◎新潟県告示第992号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
小千谷市大字東吉谷字藤田沢甲850番1	田	1,044

- 2 申請に係る農地の利用の状況
現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理

機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年2月	3年	20,871 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和5年9月29日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第993号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市野田字老ヶ池75番1	田	790

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年4月	5年	8,205 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和5年9月29日

- (3) 提出先
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法
上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第994号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上越市の和田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年9月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 就任
理事 上越市大字島田531番地 木村 恵一
就任年月日 令和5年8月30日

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式(その3)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達案件の名称
新潟県LANシステム用コンピュータウイルス対策ソフトウェア等一式(その3)の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年11月30日(木)
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
- (1) 交付期間
令和5年9月15日(金)から令和5年10月5日(木)まで、新潟県知事政策局ICT推進課ホームページでダウンロードすること。
URL: <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>
- (2) 問合せ等
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時
令和5年10月5日(木) 午後1時30分
- (2) 場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室16階
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書(仕様書を含む)の交付を受けている者であること。

- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和5年9月15日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間

令和5年9月29日(金) 午後5時まで

イ 提出方法

本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

ウ 提出場所

郵便番号：950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班

電話：025-280-5953

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年10月3日(火)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メールによる送信又は、郵送することにより通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)ウに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った

者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

- ア 誓約書の提出
暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。
- イ 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ その他詳細は、入札説明書による。
- ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

手術関連機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

- 一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
 - 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹御新町1808-22
 - 7 落札価格
292,076,000円
 - 8 入札公告日
令和5年7月25日
 - 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
ME関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹御新町1808-22
- 7 落札価格
222,988,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
救急・ICU関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹御新町1808-22
- 7 落札価格
134,752,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
眼科関連機器① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社志賀医科器械店
新潟県新潟市東区竹尾713番地3
- 7 落札価格
82,750,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
歯科口腔外科関連機器 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
沖歯科要材株式会社
新潟県新潟市西区真砂3丁目23番2号
- 7 落札価格
75,000,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
耳鼻咽喉科関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹御新町1808-22
- 7 落札価格
71,972,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
内視鏡部門関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社広川製作所
新潟県新潟市西区青山225番地-5
- 7 落札価格
33,730,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
検査部門関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹御新町1808-22
- 7 落札価格
39,974,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
病理部門関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部地域医療政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年9月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹御新町1808-22
- 7 落札価格
28,856,000円
- 8 入札公告日
令和5年7月25日
- 9 落札方法
最低価格

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 (仮称)ラ・ムー長岡店
所在地 長岡市喜多町337-1 外
設置者 株式会社西源
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和5年4月21日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和5年9月15日から令和5年10月15日まで

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年9月15日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名称 長岡アークプラザ北
所在地 長岡市古正寺町中割159-1 外
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- (2) 名称 長岡アークプラザ南
所在地 長岡市古正寺町中割56 外
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (3) 名称 アークプラザ柏崎
所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1 外
設置者 アークランズ株式会社
- (4) 名称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (5) 名称 妻有ショッピングセンター南館
所在地 十日町市高田町六丁目711番地2 外
設置者 アークランズ株式会社 他4者
- (6) 名称 ホームセンタームサシ十日町店
所在地 十日町市高田町六丁目900番地2 外
設置者 アークランズ株式会社
- (7) 名称 ホームセンタームサシ村上店
所在地 村上市大字仲間町386番地
設置者 アークランズ株式会社
- (8) 名称 アークプラザ上越東
所在地 上越市下門前388番地
設置者 アークランズ株式会社
- (9) 名称 ホームセンタームサシ新井店
所在地 上越市大字西田中字久ノ田11番1 外
設置者 アークランズ株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

1-(5)

(変更前) 十日町市字上島丑712番地1 外

(変更後) 十日町市高田町六丁目711番地2 外

1-(6)

(変更前) 十日町市丑900番地2 外

(変更後) 十日町市高田町六丁目900番地2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1-(1)、(3)、(4)、(6)～(9)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦

1-(2)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊 他2者

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他2者

1-(5)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊 他4者

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他4者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1-(1)

(変更前) 株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役社長 山本 善次 他2者
(変更後) 株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役社長 山本 太郎 他1者

1-(2)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊 他3者
(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他2者

1-(4)、(6)、(9)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊
(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦

1-(5)

(変更前) 株式会社木村屋 十日町市寅甲98番地1 他4者
(変更後) 株式会社木村屋 十日町市駅前通り98番地1 他4者

1-(7)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊
(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他1者

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

令和3年11月15日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和5年5月25日 他

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和5年5月25日 他

4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗の所在地に変更があったため

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設置者の名称等に変更があったため

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の名称等に変更があったため

5 届出年月日

1-(4)、(5)、(7)～(9)

令和5年8月18日

1-(1)、(6)

令和5年8月30日

1-(3)

令和5年9月4日

1-(2)

令和5年9月5日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、店舗所在市町村の所管課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和5年9月15日から令和6年1月15日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動グリコヘモグロビン分析計について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月15日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動グリコヘモグロビン分析計 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年2月29日（木）

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」又は「医薬品・診療材料類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年9月22日（金）午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年9月26日（火）午前10時00分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)なお、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、デジタルX線TVシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和5年9月15日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

デジタルX線TVシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和5年10月19日(木)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和5年10月26日(木)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Digital X-ray TV System [1]set
 - (2) Deadline for bid submission:
5 : 00 P.M. October 19, 2023
 - (3) Date of bid opening:
10 : 00 A.M. October 26, 2023
 - (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital
*address: 1 - 2 - 8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata
〒957-8588
JAPAN
TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準(令和2年2月25日監査委員決定)に準拠し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1

項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年9月15日

新潟県監査委員 八木 浩 幸
 新潟県監査委員 小島 義 徳
 新潟県監査委員 小島 晋
 新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
流域下水道事務所	令和5年6月13日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	令和5年7月27日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
長岡明德高等学校	令和5年6月22日	令和3年度	令和3年11月1日から 令和4年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項 適正と認めた。
		令和4年度	令和4年4月1日から 令和4年10月31日まで	

企業会計
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本庁 基幹病院事業会計	令和5年7月19日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 流域下水道事業会計	令和5年7月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 流域下水道事務所	令和5年6月13日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	同上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和5年7月18日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和5年6月13日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	同上

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 共通管理勘定	令和5年7月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項
電気事業会計	令和5年7月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項
工業用水道事業会計	令和5年7月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 蔵入の収納に関する事項
工業用地造成事業会計	令和5年7月20日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 公文書の取扱いに関する事項
2 事業所 発電管理センター	令和5年6月9日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。
新潟工業用水道事務所	令和5年6月13日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 支出に係る帳票等及び証拠書類に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項
上越利水事務所	令和5年6月1日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 病院事業会計	令和5年7月19日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、 1,570件30,868,654円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
2 施 設 妙高病院	令和5年6月8日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、77件 1,632,042円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。
中央病院	令和5年6月7日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、 2,684件59,784,544円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 物品管理簿（E T Cカード）を作成して いなかった。 新潟県病院局財務規程で準用する物品会 計規則に基づく事務処理を行われたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
松代病院	令和5年6月6日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
柿崎病院	令和5年6月12日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
十日町病院	令和5年5月29日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、884件 21,038,344円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項
精神医療センター	令和5年6月12日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、261件 9,117,074円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
加茂病院	令和5年6月5日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

津川病院	令和5年5月30日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、240件2,920,546円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 県有財産の管理に関する事項</p>
吉田病院	令和5年5月30日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、744件18,413,988円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項</p>
がんセンター新潟病院	令和5年6月6日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,458件33,289,949円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項</p>
新発田病院	令和5年6月8日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、2,923件64,935,677円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項 給与に関する事項 県有財産の管理に関する事項</p>
リウマチセンター	令和5年6月8日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
坂町病院	令和5年6月9日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、560件8,467,952円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p>

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学の令和4年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の令和4年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和5年9月15日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 神田 清子

貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,352,373,000
建物	1,144,848,040	
減価償却累計額	<u>△ 338,607,057</u>	806,240,983
構築物	59,596,452	
減価償却累計額	<u>△ 19,422,759</u>	40,173,693
工具器具備品	108,515,499	
減価償却累計額	<u>△ 46,779,612</u>	61,735,887
図書		278,797,304
美術品・收藏品		<u>18,330,000</u>
車両運搬具	2,222,377	
減価償却累計額	<u>△ 2,222,376</u>	1
建設仮勘定		<u>935,000</u>
有形固定資産合計		2,558,585,868

2 無形固定資産

ソフトウェア		4,888,890
電話加入権		<u>18,000</u>
無形固定資産合計		4,906,890

3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>1,169,010</u>
投資その他の資産合計		<u>1,169,010</u>

固定資産合計

2,564,661,768

II 流動資産

現金及び預金		206,449,665
未収金		1,283,605
前払費用		<u>2,827,464</u>

流動資産合計

210,560,734

資産合計

2,775,222,502

負債の部

I 固定負債

資産見返負債(注)

資産見返運営費交付金等(注)	120,675,669	
資産見返寄附金(注)	6,236,246	
資産見返物品受贈額(注)	258,667,423	
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	<u>935,000</u>	386,514,338

長期リース債務		<u>20,075,523</u>
---------	--	-------------------

固定負債合計		406,589,861
--------	--	-------------

II 流動負債

運営費交付金債務(注)	103,406,961	
寄附金債務(注)	1,168,867	
前受金	4,559,329	
科学研究費助成事業等預り金	19,222,762	
預り金	2,961,680	
未払金	63,155,233	
リース債務	<u>8,375,101</u>	

流動負債合計		<u>202,849,933</u>
--------	--	--------------------

負債合計		609,439,794
------	--	-------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>2,285,244,000</u>	
資本金合計		2,285,244,000

II 資本剰余金

資本剰余金	204,942,910	
減価償却相当累計額(△)(注)	<u>△ 339,250,418</u>	
資本剰余金合計		△ 134,307,508

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金(注)	1,805,572	
目的積立金(注)	11,049,184	
当期末処分利益	<u>1,991,460</u>	
(うち当期総利益)	(1,991,460)	
利益剰余金合計		<u>14,846,216</u>

純資産合計		<u>2,165,782,708</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>2,775,222,502</u>
---------	--	----------------------

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	113,589,244	
研究経費	34,036,321	
教育研究支援経費	19,612,490	
役員人件費	22,030,307	
教員人件費	418,372,160	
職員人件費	<u>138,897,328</u>	746,537,850

一般管理費

84,656,895

財務費用

支払利息	<u>225,591</u>	<u>225,591</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計

831,420,336

経常収益

運営費交付金収益(注)		530,391,259
授業料収益		213,655,536
入学金収益(注)		32,148,000
検定料収益		4,752,000
補助金等収益(注)		16,631,000
寄附金収益(注)		300,000
資産見返負債戻入(注)		
資産見返運営費交付金等戻入(注)	19,781,363	
資産見返寄附金戻入(注)	471,070	
資産見返物品受贈額戻入(注)	<u>2,377,251</u>	22,629,684

雑益			
財産貸付料収益	4,945,170		
科学研究費補助金間接経費収入	3,993,405		
その他	<u>4,229,217</u>	<u>13,167,792</u>	
経常収益合計			<u>833,675,271</u>
経常利益			2,254,935
臨時損失			
固定資産除却損		<u>263,475</u>	263,475
当期純利益			1,991,460
当期総利益			<u>1,991,460</u>

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)

当期総利益		1,991,460	
減価償却相当額	△ 43,698,541		
賞与引当増加相当額(注)	3,302,495		
退職給付引当増加相当額(注)	<u>154,594</u>		
小計		<u>△ 40,241,452</u>	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			△ 38,249,992

(注)賞与引当増加相当額及び退職給付引当増加相当額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	27,580,050 円
当期支出額	13,266,024 円

純資産変動計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

Main table showing the change in net assets with columns for '純資産の部' (Net Assets), '資本の部' (Equity), and '剰余金の部' (Reserves). Rows include '当期純高' (Current Period Total Increase), '当期変動額' (Current Period Change), and various items like '出資者からの出資' (Investment from investors) and '当期純利益' (Current Period Net Income).

等額純資産の増減計算書

Summary table for '等額純資産の増減計算書' with columns for '増加分' (Increase), '当増加分額' (Current Period Increase Amount), '期末残高' (Ending Balance), and '備考' (Remarks). Rows include '増加分' (15,348,000), '減分' (2,283,910), '増加分' (3,000,000), '増加分' (21,700,000), and '合計' (304,852,910).

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 123,309,306
	人件費支出	△ 618,853,083
	その他の業務支出	△ 59,830,575
	運営費交付金収入	620,003,106
	授業料収入	198,340,586
	入学金収入	32,148,000
	検定料収入	4,752,000
	補助金等収入	13,930,800
	寄附金収入	1,300,000
	預り金の増減	△ 6,988,664
	その他の収入	<u>10,647,437</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	72,140,301
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 52,168,386
	投資その他の資産の取得による支出	<u>417,500</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,750,886
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 9,702,057</u>
	利息の支払額	<u>△ 217,439</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,919,496
IV	資金増減額	10,469,919
V	資金期首残高	<u>195,979,746</u>
VI	資金期末残高	<u><u>206,449,665</u></u>

利益の処分に関する書類

(令和5年8月31日)

(単位:円)

I	当期未処分利益		1,991,460
	当期総利益	1,991,460	
II	利益処分額		
	積立金	861,000	
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>1,130,460</u>	<u>1,130,460</u>

注記事項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～36年
構築物	10～34年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金及び引当相当額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第88第3項に基づき当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職給付債務に係る当期増加額を計上しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は37,251千円です。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は183,792千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	206,449,665 円
資金期末残高	206,449,665 円

- 2 重要な非資金取引の内容

- (1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	14,899,776 円
合 計	14,899,776 円

- (2) 現物寄附による資産の取得

図書	758,300 円
合 計	758,300 円

IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

(単位:円)

- 1 業務費用

(1) 損益計算書上の費用	831,683,811	
(2) (控除)自己収入等	△ 260,500,993	
業務費用合計		571,182,818

- 2 資本剰余金を減額したコスト等

40,241,452

- 3 機会費用

地方公共団体出資の機会費用	6,432,969
---------------	-----------

- 4 (控除)設立団体納付額

-

- 5 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に

帰せられるコスト	<u>617,857,239</u>
----------	--------------------

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.320%で計算しています。

V 固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

VI 重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

(単位:円)

契約内容	契約額	翌期以降支払金額
情報ネットワークシステムの賃貸借及び保守	29,238,000	27,776,100

現在、翌期以降も支払が発生する重要なものは下記のとおりです。

(単位:円)

契約内容	翌期以降支払額		
	1年以内	1年超	合計
財務会計等システム開発・導入及び保守業務委託	3,454,440	863,610	4,318,050
情報科学システム等(短期リース債務)	8,375,101	-	8,375,101
情報科学システム等(長期リース債務)	-	20,075,523	20,075,523
学務事務システム導入及び保守業務委託	1,612,600	4,837,800	6,450,400

VII 重要な後発事象

該当事項はありません。

VIII 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金、国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、未収金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略します。

3 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

IX 資産除去債務に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要	
					当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,087,971,000	-	-	1,087,971,000	327,967,175	40,959,543	-	-	760,003,825	
	構築物	29,205,000	-	-	29,205,000	11,283,243	2,738,998			17,921,757	
	計	1,117,176,000	-	-	1,117,176,000	339,250,418	43,698,541	-	-	777,925,582	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	49,838,800	7,038,240	-	56,877,040	10,639,882	5,336,598	-	-	46,237,158	
	構築物	29,511,452	880,000	-	30,391,452	8,139,516	1,620,049	-	-	22,251,936	
	工具器具備品	113,803,498	19,457,666	24,745,665	108,515,499	46,779,612	18,924,044	-	-	61,735,887	
	図書	278,337,618	2,406,256	1,946,570	278,797,304	-	-	-	-	278,797,304	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,222,376	-	-	-	1	
	計	473,713,745	29,782,162	26,692,235	476,803,672	67,781,386	25,880,691	-	-	409,022,286	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	18,330,000	
	建設仮勘定	-	935,000	-	935,000	-	-	-	-	935,000	
	計	1,370,703,000	935,000	-	1,371,638,000	-	-	-	-	1,371,638,000	
有形固定資産合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	1,137,809,800	7,038,240	-	1,144,848,040	338,607,057	46,296,141	-	-	806,240,983	注
	構築物	58,716,452	880,000	-	59,596,452	19,422,759	4,359,047	-	-	40,173,693	注
	工具器具備品	113,803,498	19,457,666	24,745,665	108,515,499	46,779,612	18,924,044	-	-	61,735,887	注
	図書	278,337,618	2,406,256	1,946,570	278,797,304	-	-	-	-	278,797,304	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	18,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,222,376	-	-	-	1	
	建設仮勘定	-	935,000	-	935,000	-	-	-	-	935,000	注
	計	2,961,592,745	30,717,162	26,692,235	2,965,617,672	407,031,804	69,579,232	-	-	2,558,585,868	
無形固定資産	ソフトウェア	19,555,560	-	-	19,555,560	14,666,670	3,911,112	-	-	4,888,890	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000	-	-	-	-	18,000	
	計	19,573,560	-	-	19,573,560	14,666,670	3,911,112	-	-	4,906,890	
投資その他の資産	差入敷金・保証金・預託金	1,357,510	138,500	327,000	1,169,010	-	-	-	-	1,169,010	
	計	1,357,510	138,500	327,000	1,169,010	-	-	-	-	1,169,010	

注)

建物の当期増加額は、トイレ洋式化工事(7,038,240円)によるものです。

構築物の当期増加額は、北口玄関通路照明工事(880,000円)によるものです。

工具器具備品の主な当期増加額は、情報ネットワークシステムのリース契約(14,899,776円)などによるものです。

工具器具備品の主な当期減少額は、リース期間終了に伴う情報ネットワークシステムの除却(24,168,540円)などによるものです。

建設仮勘定の当期増加額は、中央監視装置更新工事設計委託(935,000円)によるものです。

-
- (2) 棚卸資産の明細
該当事項はありません。
 - (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
 - (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
 - (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
 - (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
 - (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
 - (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
 - (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。
 - (10) 資本剰余金の明細
純資産変動計算書記載のとおりです。
 - (11) 目的積立金の取崩しの明細
該当事項はありません。
-

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収益	資産見返 運営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金	小計	
令和2年度	132,200	-	132,200	-	-	-	132,200	-
令和3年度	28,722,000	-	6,380,039	-	935,000	-	7,315,039	21,406,961
令和4年度	-	620,003,106	523,879,020	14,124,086	-	-	538,003,106	82,000,000
合計	28,854,200	620,003,106	530,391,259	14,124,086	935,000	-	545,450,345	103,406,961

(12)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和2年度 交付分	令和3年度 交付分	令和4年度 交付分	合計
期間進行基準	-	-	509,533,062	509,533,062
費用進行基準	132,200	6,380,039	14,345,958	20,858,197
計	132,200	6,380,039	523,879,020	530,391,259

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13)-2 補助金等の明細

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	補助金等収益		
新潟県立看護大 学修学支援補助 金	新潟県	直接経費	-	16,631,000	-	-	-	-	16,631,000	0	16,631,000
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		直接経費	-	16,631,000	-	-	-	-	16,631,000	0	-
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	0	16,631,000	0	0	0	0	16,631,000	0	-

(注) 摘要欄には、当期交付決定額を記載しています。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常 勤	(9,004,804) 21,486,275	(1) 2	(-) -	(-) -
	非常勤	(-) 544,032	(-) 4	(-) -	(-) -
	計	(9,004,804) 22,030,307	(1) 6	(-) -	(-) -
教員	常 勤	(141,923,558) 399,105,799	(14) 49	(6,382,241) 13,353,528	(1) 3
	非常勤	(-) 5,912,833	(-) 75	(-) -	(-) -
	計	(141,923,558) 405,018,632	(14) 124	(6,382,241) 13,353,528	(1) 3
職員	常 勤	(-) 88,881,515	(-) 13	(-) -	(-) -
	非常勤	(-) 49,023,383	(-) 24	(-) 992,430	(-) 3
	計	(-) 137,904,898	(-) 37	(-) 992,430	(-) 3
合計	常 勤	(141,923,558) 509,473,589	(14) 64	(6,382,241) 13,353,528	(1) 3
	非常勤	(-) 55,480,248	(-) 103	(-) 992,430	(-) 3
	計	(141,923,558) 564,953,837	(14) 167	(6,382,241) 14,345,958	(1) 6

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 役員(常勤)の期末現在の人数と上表の支給人員との相違について

令和4年12月末に1人が退任し、期末現在の人数は1人です。

(注3) 教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注4) 支給人員数は、報酬又は給料等については年間平均支給人員数(役員については年間支給人員数)、退職給付については年間支給人員数によっています。

(注5) () 内には、新潟県からの承継職員に係る金額及び支給人員を内数で記載しています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	10,537,283	
備品費	2,651,990	
印刷製本費	1,128,050	
水道光熱費	18,500,853	
旅費交通費	2,443,063	
通信運搬費	1,729,363	
賃借料	1,415,405	
車両燃料費	0	
保守費	3,196,600	
修繕費	5,189,713	
広告宣伝費	3,267,104	
研修費	5,598	
報酬・委託・手数料	31,709,265	
奨学費	16,631,000	
減価償却費	15,173,816	
雑費	10,141	113,589,244
研究経費		
消耗品費	9,275,793	
備品費	998,044	
印刷製本費	216,260	
水道光熱費	6,815,679	
旅費交通費	1,025,899	
通信運搬費	87,933	
修繕費	6,191,509	
会議費	507	
研修費	1,054,413	
報酬・委託・手数料	6,811,650	
減価償却費	1,558,634	34,036,321
教育研究支援経費		
消耗品費	4,164,356	
印刷製本費	61,160	
図書費	1,946,570	
水道光熱費	1,979,792	
旅費交通費	242	
賃借料	5,060,520	
保守費	330,000	
修繕費	1,620,353	
諸会費	62,000	
報酬・委託・手数料	2,506,806	
減価償却費	1,880,691	19,612,490

役員人件費			
報酬		20,868,000	
法定福利費		1,159,997	
諸手当		2,310	22,030,307
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	255,973,737		
賞与	88,121,279		
退職給付費用	13,353,528		
法定福利費	55,010,783	412,459,327	
非常勤教員給与			
給料	5,887,400		
法定福利費	25,433	5,912,833	418,372,160
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	57,845,497		
賞与	18,920,102		
法定福利費	12,115,916	88,881,515	
非常勤職員給与			
給料	39,439,810		
賞与	3,557,233		
退職給付費用	992,430		
法定福利費	6,026,340	50,015,813	138,897,328
一般管理費			
消耗品費		3,102,992	
備品費		1,963,786	
印刷製本費		1,076,740	
水道光熱費		5,192,898	
旅費交通費		1,053,266	
通信運搬費		4,868,726	
賃借料		19,081,421	
車両燃料費		91,124	
福利厚生費		881,291	
保守費		6,106,776	
修繕費		18,585,032	
損害保険料		1,200,790	
行事費		451,930	
諸会費		1,436,675	
研修費		190,400	
報酬・委託・手数料		8,193,336	
租税公課		1,050	
減価償却費		11,178,662	84,656,895

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大学	2,058,300	480	うち、現物寄附 758,300円(478件)
合 計	2,058,300	480	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(B)	(3,394,500) 786,000	4	
基盤研究(C)	(17,652,131) 5,897,979	30	
若手研究	(4,828,578) 1,448,573	4	
挑戦的萌芽研究	(1,704,841) 420,182	1	
合 計	(27,580,050) 8,552,734	39	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(注3) 基金分の繰越を含めて記載しています。

(22) 上記以外の主な資産及び負債の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	0
預金	206,449,665
計	206,449,665

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
田辺建設株式会社	15,884,000
株式会社東光クリエート	9,515,000
株式会社井上商会	9,473,134
人件費(退職金等)	4,810,942
株式会社ニッセイコム	3,454,440
その他	20,017,717
計	63,155,233

(22) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	14,117,592
工具器具備品	2
図書	244,549,829
計	258,667,423